

第9回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月21日(木) 午前10時00分～

2. 開催場所 グリーンパレス 2階「高砂」

3. 出席委員 (13名)

会長	13番	岩楯 重治		
委員	1番	中里 良子	2番	小林 俊明
	3番	田島 勝	4番	佐久間 梅吉
	5番	関口 賢一	6番	芦田 正之
	7番	寺内 敏一	8番	島田 茂
	9番	石井 慎一	10番	村山 雅美
	11番	石川 善一	12番	眞利子 隆

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定による事業計画変更の審査について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

議案第3号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 木村 浩之

主任 宮下 知也

係長 小川 英彦

係員 鈴木 恵衣

7. 会議の概要

- 議 長 おはようございます。委員の皆様におかれましてはご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。ただ今より第9回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日は委員の皆様、全員出席でございます。日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。芦田委員さんと寺内委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。
- 議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。
- 事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により3件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。
- 議 長 報告第1号について、質問等ございませんか。
- （質問、異議なし）
- 議 長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと思います。存じます。
- 議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。
- 事務局 議案第1号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定による事業計画変更の審査についてご審議願います。議案第1号について、貸付けを行う農地の情報等は議案書記載の概要のとおりです。今回の申請は、令和年3月25日定例会で審議、ご承認いただきました事業計画に対する農地の追加になります。詳細は事業計画書の写しをご覧ください。以上でございます。
- 議 長 議案第1号について、田島委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。
- 田島委員 それでは報告させていただきます。3月4日に事務局の宮下さんと鈴木さんと私で●●さんの畑の現地確認を行いました。
- 現地確認には農地所有者の姉である●●さんと借受人である●●の●●にご同席いただき、事業計画変更の内容について確認してきました。今月末で令和3年に設定した3年間の契約期間が満了になるため、5年間更新するとのことでした。
- 借受人である●●さんは外国人技能実習生の生活支援活動をされており、事業計画の内容については、親元を離れて日本で生活している技能実習生に対し、孤独を取り除き、日本語を学べるようなコミュニティー形成を目的とした農業体験農園を開設しています。
- 体験農園は毎週土日に開催されており、毎回10名ほどの参加があるとのことでした。

た。平日の農地管理はおもに、職員がおこなっているとのことでした。技能実習生が就業後に夕方から参加することもあるそうです。

農地の状況ですが、現地確認当日はきれいに耕作されており、ジャガイモの定植がされたばかりで、大根、春菊、人参、白菜、ブロッコリーなどが栽培されていました。これから暖かくなると、パクチー、空心菜、夏野菜などを栽培されるそうです。

また、●●さんを農業顧問として迎え、日頃の農地管理や作物の生育方法について困ったことがあれば指導を受けています。

知識のある農業者の指導もあるので、これまで適切に管理をされてきています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質問・ご異議等ございませんか。

岩楯委員 実習生の方々は、どこかの寮にはいられているのでしょうか。それとも別々の場所からいらっしゃるのでしょうか。

事務局 別々の場所から参加されています。主に、●●地区在住の方々です。

寺内委員 技能実習生の制度については、劣悪な環境で働かされていたという事案や、また日本の労働力が減少しているといった問題もあり、今後どのように運用していくか、国で議論されているかと思う。そして、この制度は廃止になる見込みであり、今通常国会中に新しい制度が決められるのではないかと思う。厚生労働省のホームページによると、育成就労制度という制度に切り替わる。そうなると、●●という名称や、定款も変えなければいけなくなるのではないかと思う。また、場合によっては、法人の存続自体もどうなるかというところではないか。

令和6年4月1日から5年間の契約をされるが、おそらくその途中で、技能実習生なるものが存在しなくなると思われます。そういった説明は法人からありましたか。

事務局 ございませんでした。

寺内委員 制度が変わることで、今後どのように運用していくのか、懸念事項だなと感じている。今回の事業計画については、農業委員会の判断としては●●だけであるため、問題はないかと思われる。制度が替わることにより、農業委員会の運用に影響があるか等確認をお願いしたい。

事務局 承知いたしました。また、報告をいたします。

議 長 その他、質問・ご異議等ございませんか。それでは、議案第1号について事業計画を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号(生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて)についてご審議願います。

議案第2号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。以上でございます。

議長 議案第2号について、芦田委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

芦田委員 3月4日に事務局の宮下さんと鈴木さんと私とで●●さんの畑の確認をおこないました。●●さんは●●としてご活躍をされていた方になります。数年前にお怪我をされてから、主に●●さんと農業をされていました。当日は、小松菜、ブロッコリー、カブ等が植えられておりました。また、栽培された野菜は、●●をしています。●●さんがお亡くなりになり、当該農地は、●●とのことでした。これまで農地として適切に管理がなされておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議長 それでは、議案第3号について証明書の発行を承認することといたします。

事務局 議案第1号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて)についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。

土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり5筆です。引き続き農業経営を行っている期間は令和2年6月30日～令和5年6月29日です。

以上でございます。

議長 議案第3号について、村山委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

村山委員 3月4日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんの農地については、●●させています。納税猶予を受けている農地はすべて露地として、秋冬は小松菜や、ほうれん草、レタス、大根、白菜等、夏は、トウモロコシ、枝豆、ナス、ゴーヤ等を栽培しているとのことでした。収穫された野菜はすべて直売により販売しているとのことでした。また、緑肥等を活用しながら栽培されており、現地確認時は小松菜、ブロッコリー等が作付けされておりました。農地として適切に管理されておりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

それでは、議案第3号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長

以上をもって、議事を終了いたします。